

第3節

新たな防衛装備・技術協力の構築

1 諸外国との防衛装備・技術協力など

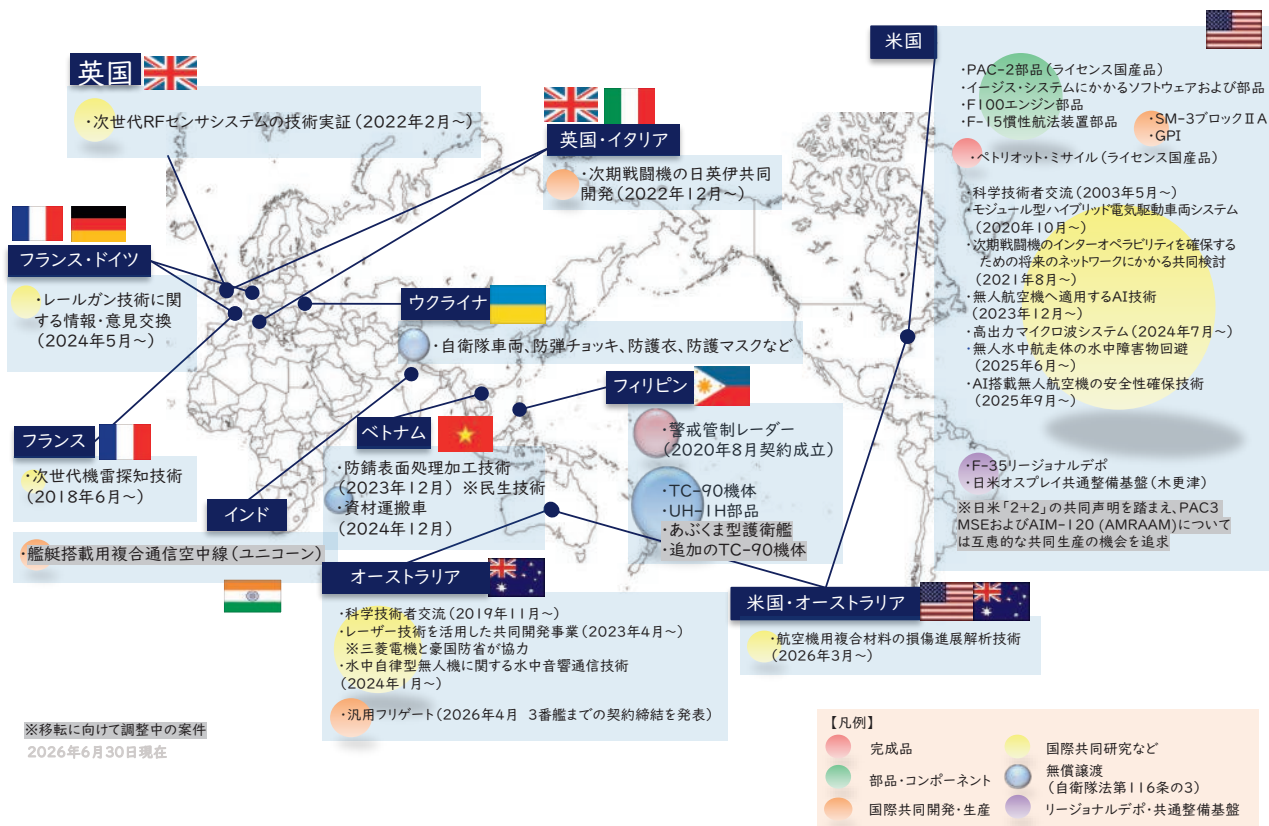
装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備移転や国際共同開発を含む、防衛装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図っている¹。特に、ハイレベル・実務者交流、共同訓練・演習、能力構築支援などの取組のほか、政府安全保障能力強化支援（OSA）^{Official Security Assistance} など、防衛省以外の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進めるこ

ととしている。その際、就役から相当年数が経過し、拡張性などに限界がある装備品の早期用途廃止、早期除籍などの活用による同志国への移転を検討することとしている。

【参考】 図表Ⅳ-3-3-1（諸外国との主な防衛装備・技術協力（イメージ））、Ⅲ部1章3節4項（わが国と同志国の抑止力の向上のための国際協力）、資料41（各種協定等締結状況）

図表Ⅳ-3-3-1 諸外国との主な防衛装備・技術協力（イメージ）

- 完成装備品の分野での初の移転案件として2020年8月、フィリピンへの警戒管制レーダーの移転について契約が成立（フィリピン空軍に対し、2基のレーダーを納入済み。2023年10月固定式、2024年3月移動式）
- 一方で先進国との関係では、既に産業基盤が整備されていることから、コンポーネント・部品の移転や国際共同研究・開発がある



1 2026年4月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、アラブ首長国連邦（UAE）、モンゴル、パングラディッシュと締結している。

1 オーストラリア

オーストラリアとの間では、2014年、防衛装備品・技術移転協定²が発効し、2017年に日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を初開催した。以降、定期的に協議を行い日豪両国の防衛装備・技術協力の進展を図っており、各種取決めの署名、科学技術者の相互派遣、各種共同研究を行っている。2023年には日豪間で初めての共同開発案件として豪国防省と三菱電機オーストラリアとの間でレーザー技術を活用した共同開発事業（Boobook プロジェクト）が契約締結された。また、同年には「研究、開発、試験及び評価（RDT&E）プロジェクトに関する取決め」が署名され、これに基づき2024

年に「水中自律型無人機に関する日豪共同研究」が開始された。

また、2025年8月、豪政府は、汎用フリゲートとしてもがみ型護衛艦の能力向上型である令和6年度型護衛艦を選定した。これは、わが国の優れた技術が結集した装備品に対する高い信頼と評価の表れであり、本事業は日豪の相互運用性の大幅な向上、インド太平洋地域の艦艇建造・維持整備基盤の向上、日豪のサプライチェーン協力の強化など、幅広い意義を有し、インド太平洋地域の平和と安定に貢献するものである。今後わが国はオーストラリアとの間で計11隻のフリゲートの共同開発・生産を行うことになる。2026年4月には小泉防衛大臣とマールズ豪副首相から、もがみ型護衛艦の能力向上型を



解説

もがみ型護衛艦の能力向上型のオーストラリアへの移転

2025年8月、わが国のもがみ型護衛艦の能力向上型である令和6年度型護衛艦がオーストラリア海軍の汎用フリゲートとして選定されました。また、2026年4月には、もがみ型護衛艦の能力向上型をベースとしたオーストラリア汎用フリゲートの3番艦までの契約締結を発表しました。今後はわが国とオーストラリアとの間で同艦をベースに計11隻のフリゲートの共同開発・生産を行い、オーストラリアに移転することになります。オーストラリア海軍が同艦を運用することは、日豪の相互運用性および互換性を大幅に向上させることが期待されます。また、もがみ型護衛艦の能力向上型は米海軍との相互運用性が高く、日米豪協力の強化にも資する能力を有しています。加えて、インド太平洋地域の艦艇建造・維持整備基盤の向上、日豪のサプライチェーン協力の強化なども期待されます。そのため、今回のオーストラリア政府の決定は日豪の連携をさらに深めるだけでなく、わが国の安全保障上極めて高い意義を有し、ひいてはインド太平洋地域や国際社会の平和と安定に寄与するものです。

今回のオーストラリア政府の選定に向けて、わが国は本事業に官民一体となって取り組んできました。2024年12月に関係省庁・関係企業による「豪州政府

の次期汎用フリゲートの共同開発・生産に向けた官民合同推進委員会」を設置したほか、2025年7月には三菱重工業の泉澤会長が石川前防衛装備庁長官とともにキャンベラを訪問し、政府関係者などに対して働きかけを行うなど、官民一体で移転の実現促進に取り組みしました。

もがみ型護衛艦の能力向上型は40年以上の運用が可能であることから、本プロジェクトは契約から廃棄に至るまで、日豪両政府および両国企業の長期にわたる協力が不可欠です。今後も本事業の着実な推進に官民一体となって取り組みます。



もがみ型護衛艦

2 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

ベースとしたオーストラリア汎用フリゲートの3番艦までの契約締結を発表したほか、『日本国防衛大臣とオーストラリア連邦副首相兼国防大臣との間のオーストラリア汎用フリゲート事業に関する協力覚書』（「もがみメモランダム」）が署名された。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）

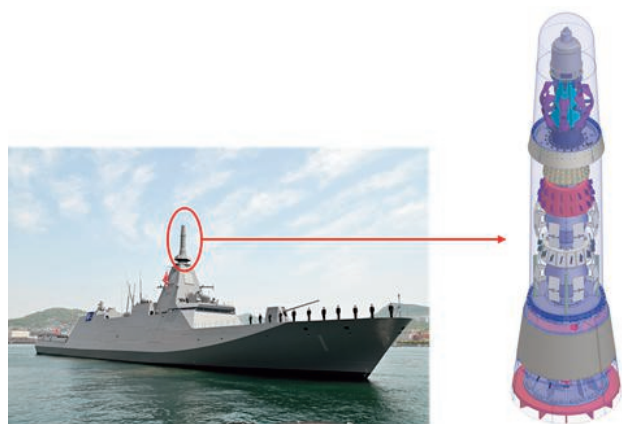
2 インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置づけられており、2015年の日印首脳会談において防衛装備品・技術移転協定³の署名が行われ、2016年に発効した。以降、定期的に協議を行っている。

2024年11月、日印防衛装備品・技術移転協定に基づき、もがみ型護衛艦に搭載されている艦艇搭載用複合通信空中線「ユニコーン」の日本からインドへの装備移転に関する細目取極（MOI）に日印間で署名を行い、移転実現に向けた調整が継続中である。

また、2025年8月に改定された「日本国とインドとの間の安全保障協力に関する共同宣言」では、装備品、新興技術および経済安全保障の分野で協力していくことが確認された。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項2（インド）



インドに移転予定の「ユニコーン」

3 英国

英国との間では、2013年、防衛装備品・技術移転協定⁴の署名・発効に至り、以降、定期的に協議を行っている。2022年からはジーキャップ（Global Combat Air Programme）において戦闘機の共同開発を行っているほか、次世代RFセンサシステムの技術実証にかかる共同研究も行われている。

□ 参照 4項（次期戦闘機の共同開発）、Ⅲ部3章1節2項3（1）（英国）

4 フランスおよびドイツ

フランスとの間では2016年に、ドイツとの間では2017年に、それぞれ防衛装備品・技術移転協定^{5,6}が発効した。2024年5月、防衛省、フランス国防省、ドイツ国防省および仏独サン＝ルイ研究所は「レールガン技術の協力に係る実施要領」の署名を行い、レールガンの早期実用化に向けて取り組んでいる。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項3（2）（フランス）、Ⅲ部3章1節2項3（3）（ドイツ）

5 イタリア

イタリアとの間では、2019年、防衛装備品・技術移転協定⁷が発効したほか、2022年からはGCAPにおいて戦闘機の共同開発を行っている。

□ 参照 4項（次期戦闘機の共同開発）、Ⅲ部3章1節2項3（4）（イタリア）

6 ウクライナ

2022年のロシアによるウクライナ侵略を受けて、ウクライナ政府からの装備品などの提供要請を踏まえ、自衛隊法に基づき非殺傷の物資を防衛装備移転三原則の範囲内で提供するべく、同年の国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正した。これまでに、防弾チョッキ、鉄帽（ヘルメット）、防寒服、

3 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

4 防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

5 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

6 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

7 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

天幕、カメラ、衛生資材・医療用資器材、非常用糧食、双眼鏡、照明器具、個人装具、防護マスク、防護衣、小型のドローン、民生車両（バン）、および自衛隊車両（1/2tトラック、高機動車、資材運搬車）を自衛隊機などにより輸送し、ウクライナ政府への提供を実施した。また、2024年10月に実施した日ウクライナ防衛相会談において、ウクライナへの自衛隊車両の追加提供を行うことを決定した旨伝達し、2026年1月に医療用手袋、マスクなどの衛生資材と合わせ、合計131台の車両引渡しを完了した。

参照 Ⅲ部3章1節2項7(1)（ウクライナ）、資料77（防衛装備移転三原則の運用指針（改正前））



ウクライナに提供した自衛隊車両

7 ASEAN諸国

ASEAN諸国との間では、日ASEAN防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援（HA/DR）Humanitarian Assistance and Disaster Reliefや海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力が期待が示されている。2016年にわが国が表明したビエンチャン・ビジョンにおいて、ASEAN諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとした。

(1) フィリピン

フィリピンとの間では、2016年に防衛装備品・技術移転協定⁸が発効した後、5機の海自練習機TC-90の貸付・無償譲渡が実現した。さらに、陸自多用途ヘリUH-1Hの部品などの無償譲渡、初の完成装備品移転として警戒管制レーダー4基の装備移転が決定しており、現在順次納入を行っている。また、これらの移転に伴い、自衛隊およびわが国企業によるフィリピン軍要員への運用・維持整備などの教育支援を実施している。

2024年9月には、フィリピンで開催された「ADAS2024」に防衛装備庁が初めてブースを出展し、Asian Defense and Security Exhibitionフィリピン政府や企業などに対してわが国の装備品の魅力を発信するとともに、防衛装備・技術協力の強化に向けて連携していくことを確認した。2025年に行われた4回の日フィリピン防衛相会談においても、引き続き防衛装備・技術協力について推進していくことで一致した。

(2) ベトナム

ベトナムとの間では、2016年の「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領」署名、2019年の「防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書」署名に続いて、2021年に両国間で防衛装備品・技術移転協定⁹に署名し、発効した。2023年の防錆表面処理加工技術の移転に加え、2024年12月には、防衛装備品・技術移転協定に基づく初の防衛装備品の移転として、中古資材運搬車2両の譲渡が実現し、ベトナム国防省主催の記念式典が行われた。また、本移転に伴い、陸自およびわが国企業によるベトナム軍要員への運用・整備教育支援を実施した。

2025年12月に行われた第1回日本・ベトナム外務・防衛次官級協議（次官級「2+2」）では、安全保障分野の協力を具体化させていくことを確認し、防衛装備・技術協力について議論が行われている。

参照 Ⅲ部3章1節2項8（東南アジア諸国（ASEAN諸国））

8 アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦（UAE）United Arab Emiratesとの間では、2023年、中東

8 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定
9 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定

の国との間では初めてとなる、防衛装備品・技術移転協定¹⁰に署名し、2024年1月に発効した。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項11(6)(アラブ首長国連邦)

9 モンゴル

モンゴルとの間では、2024年12月、防衛装備品・技術移転協定¹¹に署名し、2025年1月に発効した。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項8(12)(モンゴル)

10 AUKUS(豪英米)

2024年9月、AUKUS首脳共同声明および国防大臣
オーストラリア・United Kingdom・United States
共同声明において、AUKUS「第2の柱」における「海洋無人機システム」がわが国との初期的な「第2の柱(Pillar II)」協力の機会を模索する分野としてあげられた。

この協力の機会を模索する一環として、同年10月にオーストラリア主催で開催された海洋無人機システムなどに関する多国間の実験・演習である「オートノマス・ウォーリアー24」に、わが国から防衛装備庁の専門家などを派遣した。そして2025年7月に行われた多国間共同訓練「タリスマン・セイバー25」では、海洋無人機システムの水中音響通信にかかる実験演習に防衛省・自衛隊として参加し、海洋無人機システムの相互運用性について評価した。

AUKUS「第2の柱(Pillar II)」に関する豪英米3か国との協力は、同盟国・同志国間の連携を先進技術面から支えるものであり、わが国と豪英米3か国の共通の能力を強化し、地域の抑止力・対処力強化に大きく貢献するものであることから、協力を具体化すべく、引き続き協議を進めていくこととしている。

□ 参照 I部3章6節1項2(2)(AUKUSの取組)

2 開発途上国に対する装備品の提供

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。

この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達できない友好国のなかには、以前から、不用となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあった。

こうしたなか、友好国のニーズに応えていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対

し無償または時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項¹²の特例規定を自衛隊法に新設し、2017年から施行されている。

なお、この規定により無償または時価よりも低い対価で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある。

3 防衛装備・技術協力にかかるその他の取組

防衛省・自衛隊は、防衛装備移転円滑化基金の造成に加えて、次のような取組も行うことにより、防衛装備移転を推進している。

1 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信している。このような取組は、各国政府関係者などの

10 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定

11 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定

12 財政法第9条第1項は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」と規定。

わが国の装備政策や技術力に対する理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与している。

国内では、2025年5月に開催された「DSEI Japan 2025」において、防衛装備庁ブースでは、レールガンをはじめ先進的技術を活用した研究開発中の試作品の実機や模型を展示するとともに、陸・海・空各自衛隊ブースを設け、自衛隊車両などの実機や模型を展示した。また、今回が初となる、もがみ型護衛艦の実艦展示を近隣の港で実施した。

海外では、2025年9月のイギリスで開催された国際装備展示会「DSEI UK 2025」、同年11月のオーストラリアで開催された国際装備展示会「INDO PACIFIC 2025」、2026年2月のシンガポールで開催された「Singapore Airshow 2026」およびサウジアラビアで開催された国際装備展示会「World Defense Show 2026」、同年4月のマレーシアで開催された国際展示会「DSA 2026」において、防衛装備庁がブースを出展し、わが国の装備品の魅力や高い技術力を官民一体となって広く発信した。

これら防衛装備庁・自衛隊ブースを訪れた外国政府高官、軍関係者および防衛産業関係者からは、わが国の優れた技術や先進的な装備品に対して高い関心が寄せられた。



イギリスで開催された「DSEI UK 2025」の様子



サウジアラビアで開催された「World Defense Show 2026」の様子

2 装備品の適切な海外移転に向けた官民連携

装備品の海外移転について、防衛力整備計画では、政府が主導し、官民の一層の連携のもとに装備品の適切な海外移転を推進するとしている。

防衛装備庁、商社、製造企業の連携のもとで、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う事業実現可能性調査を、2020年度から実施している。

また、わが国と相手国との間で、両国の防衛当局と企業が一堂に会して、装備品の海外移転に関する意見交換を行う官民防衛産業フォーラムを、2017年のインドネシアでの開催以降、インド、ベトナム、オーストラリア、イタリア、フィリピンなどとの間で実施している。

さらに、かねてより防衛産業から要望が寄せられていた官民間での海外移転に関する情報共有の場として、2022年にWeb上にポータルサイトを整備し、海外移転を進める防衛関連企業を対象として、各国の調達制度やわが国の防衛装備移転制度などの情報提供を行っている。

3 装備品にかかる重要技術の流出防止

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、防衛産業保全の強化、機微技術・知的財産管理の強化に取り組んでいくこととしている。

□ 参照 2章1節1項2(4) (装備品等秘密の保全)、2章1節2項4 (防衛産業保全の強化)、2章1節2項5 (機微技術管理の強化)

4 次期戦闘機の共同開発

わが国の防衛にとって、航空優勢を将来にわたって確保するためには、最新鋭の優れた戦闘機を保持し続けることが不可欠である。このため、2035年頃から退役が始まる予定のF-2戦闘機の後継機である次期戦闘機については、わが国主導を実現すべく、数に勝る敵に有効に対処できる能力を前提に、将来にわたって適時適切な能力向上が可能となる改修の自由や高い即応性などを実現する防衛生産・技術基盤を国内に確保するよう開発していくことが必要である。次期戦闘機の開発のため、戦闘機全体のインテグレーションを担当する機体担当企業として、2020年度事業に関し三菱重工業株式会社と契約を締結し、開発に着手した。

そのうえで、日英伊3か国で機体の共通化の程度にかかる共同分析を行い、その結果を踏まえ、3か国は共通の機体を開発することに合意し、2022年、3か国首脳はグローバル戦闘航空プログラム (GCAP) ^{ジーキャップ} を発表した¹³。これは、3か国の技術を結集し、開発コストやリスクを分担しつつ、将来の航空優勢を担保する優れた戦闘機を共同開発するものである。この協力は、各国の産業界の協力を促すとともに、次期戦闘機の量産機数の増加、国際的に活躍する次世代エンジニアの育成、デジタル設計などの先進的な開発・製造手法の導入などわが国の防衛生産・技術基盤を維持・強化するものである。効率的な3か国の協業体制を確立するため、2023年12月にGIGO設立条約¹⁴が署名され、2024年12月に同条約が発効しGIGOが設立された。また、2025年6月には、対応する民間の組織として合併企業Edgewing (エッジウイング) が設立された。その後2026年4月には、

GIGOとEdgewingの間で最初の統合契約が締結され、これまで各国政府が個別に各国企業と結んでいた契約が一元化された。

基本的価値を共有し、ともに米国の同盟国である日英伊3か国の協力は、今後何世代にもわたり、英伊両国との幅広い協力の礎となるとともに、インド太平洋地域および欧州地域の平和と安定に大きく貢献するものである。なお、2022年12月、米国は、英国やイタリアとわが国の次期戦闘機の開発に関する協力を含め、わが国が行う、志を同じくする同盟国やパートナー国との間の安全保障・防衛協力を支持することを発表した。

日米間においては、2023年12月、次期戦闘機と連携する無人機などへの適用が見込まれる、「無人航空機へ適用するAI技術に係る日米共同研究」に関する事業取決めに防衛省と米国防衛省の間で署名した。



次期戦闘機 (イメージ)



資料：次期戦闘機の開発について

URL： <https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/nextfighter/index.html>

13 グローバル戦闘航空プログラムに関する共同声明 (2022年12月9日)

14 グローバル戦闘航空プログラム政府間機関の設立に関する条約



VOICE

GIGO岡真臣首席行政官×Edgewingマルコ・ゾフCEOインタビュー

2026年4月、日英伊3か国政府間の国際組織「GIGO」と、ジョイント・ベンチャー「Edgewing」の間で、最初の統合契約が締結され、GCAPの重要なマイルストーンの一つを達成しました。こうした節目を迎える中、GCAPを官民それぞれの立場から率いる、GIGOの岡真臣^{おかまごみ}首席行政官（Chief Executive、以下、岡CE）、Edgewingのマルコ・ゾフ最高経営責任者（以下、ゾフCEO）にGCAPの展望などについてお伺いしました。（2026年4月に書面インタビューを実施）

－GIGO/ Edgewingはどう機能していると評価されますか。

（岡CE）GIGOとEdgewingは、それぞれがGCAPにおいて官民を代表する組織です。双方が英国レディングに所在し、3か国の官民から派遣された職員が集まり、日常的に顔を合わせながらプログラムを進めています。この体制はまだ始まったばかりですが、1+1が2ではなく、3にも4にもなることができると、日々感じています。

（ゾフCEO）GIGOとEdgewingが協力関係を築いて約1年を迎えますが、防衛分野においてこのスピードで体制構築を行えたことは画期的なものです。その背景には、関係者一人ひとりの情熱と、全く新しいアプローチによって共通のマインドセットを確立できたことがあります。最も重要な原動力は、短期間で前例のない成果を生み出すという目標に共同で取り組むというGCAP全体に通じる精神だと考えています。

－今後のGCAPの展望と意気込みを一言お願いします。

（岡CE）最新の戦闘機を開発する、と文字にすることは簡単ですが、プログラムは萌芽期であり、今後も多くの課題が現れるはずです。しかし、GIGOとEdgewingは必ずそれらを乗り越えることができると、自信を持っています。これからもマルコとともに、二人三脚でプログラムを進めていきます。

（ゾフCEO）今後の優先事項は、GCAPの開発を加速すること、そして将来を見据えたEdgewing社のグローバル展開です。その基盤として、GIGOとのシームレスな協力関係を継続的に育んでいきます。今後、日本、イタリア、英国においてEdgewingの拠点を開設予定であり、これらはGCAPを前進させる高度な設計活動を実現する上で、極めて重要な資産となるでしょう。



GCAP Agencyの岡首席行政官とEdgewingのゾフ最高経営責任者